



トクちゃん新聞

10月号

今年も残り3ヶ月！
確定申告準備
始めます！



平成21年10月7日
徳野会計事務所
〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階
TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: http://www.ft-tax.com/
mail: info@ft-tax.com



よりひと言 ◆ルール変更と会社経営

先日、「消費者金融大手アイフルが、私的整理の一種である事業再生ADRの利用を申請し受理された。合わせて、4100人いる正社員を半減させる等大規模なリストラで、取引先金融機関に対しADRに基づく返済猶予への理解を求める」なんてニュースがありました。アイフルはじめ、消費者金融各社は、つい数年前まで業績好調でしたが、平成18年1月の**最高裁判決を受けての過払金請求の急増**により急激に業績が悪化しました。一方で、過払金請求を代行する弁護士さんや司法書士さんは、電車内の広告やTVCMでもよく見かけるようになり、事業を大きく伸ばしているようです。

この例から何を学べるかですが、どうでしょうか？

- ① **ルール変更の情報に対してアンテナを常に張りめぐらせておく**
- ② **ルール変更があることを想定して、特定の商品・サービス・得意先への偏りを分散しておく**
- ③ **ルール変更により業績が悪化しても、一定期間しのげるだけの内部留保をたくわえておく**

みなさんの業界でもルール変更はいろいろとあると思います。対応できない企業にとっては大ピンチですが、いち早く対応できる企業にとっては逆に大チャンスとなります。**政権交代でいろんなルールが変わるかも知れません。**ぜひ、アンテナをしっかりと立て、早め早めに対応策を考えておきましょう！！



◆税務情報

売掛債権について長期間取引がない場合の貸倒れ

担当: 伊藤

売掛債権について、債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため取引を停止し、その後1年以上経過した場合、**備忘価額を残して貸倒れ処理することが出来ます。**
具体的には、1年以上経過した事業年度に債権金額から1円を控除した金額を貸倒れ処理することになります。**債権金額全額を貸倒れ処理することは認められません。必ず、備忘価額(1円)を残す必要があります。**



また、取引停止日とは、次の一番遅い日をいいます。

- ① **実際の取引の停止した日** ② **最後の弁済を受けうる予定の日** ③ **最後の弁済を実際に受けた日**
- 受取手形が不渡りを起こしている場合、**手形の決済日が数ヶ月先になっている場合がありますので注意**です。

この売掛債権は、売掛金、受取手形などの継続的な営業活動により生じた債権に限られますので、貸付金や、固定資産の売却未収入金などは適用できません。

(例) 3月末法人の場合

- ・平成19年2月15日売上50万円→平成19年2月28日入金20万円手形30万円(期日平成19年4月30日) **受取手形30万円**
- ・平成19年3月15日40万円売上→入金予定日平成19年3月31日 **売掛金40万円**
- ・平成19年3月25日2度目の不渡りを出し、銀行取引停止となった。債権金額は売掛金と受取手形合計で**70万円**

この場合、取引停止日となるのは、**手形の期日の平成19年4月30日**となり、その1年を経過した日を含む**平成21年3月期**において**債権金額70万円から1円を控除した699,999円を貸倒れ損失**として、費用計上することとなります。

◆決算書の見方 PART V

担当: 杉山

株式会社は**営利を目的**として設立されます。目的はただ働いて売上を上げるだけではなく**「適正利益」を継続して実現**することが経営者にとって至上命題です。その利益が生まれる過程を示したものが**損益計算書**です。

損益計算書には1事業年度の収支について各項目の算出過程が表示されています。

食料の摂取量を際限なく増やすことで抽出する栄養素を増やす「大量摂取大量消費型」の経営スタイルは時代にそぐわなくなってきました。適度な摂取量から最大限の栄養素を抽出し、明日のエネルギー源を蓄える経営を志向すべきです。

今、経営に**計画—実践—検証**というPDCAサイクルの確立が求められています。

売上計画を立案する上でのキーワードは「顧客」です。

- ① **既存「顧客」を減らさない**
担当者のみならず**全社員が認識し、顧客情報の共有化に努めないといけません。**
又顧客との情報交換を密にし、**定期刊行物の配布やメール送信など自社のファン化を促進した困り込みを構築すべきです。**
- ② **新規「顧客」を獲得する**
既存顧客からの紹介が成約率が極めて高いです。
自社の信用度をアップさせるためにも**ホームページの活用は不可欠**です。
- ③ **「顧客」単価を上げる**
現在のような不況下において「顧客」単価を上げるには**商品やサービスの付加価値を上げなければなりません。その為には顧客に対するアンケート調査を行い、顧客からの目線から自社の商品やサービスを再評価**すべきです。

◆税務スケジュール(10月)

10月13日(火)
・9月分 源泉所得税の納付
・9月分 住民税の納付(特別徴収)

11月2日(月)
・8月決算法人 確定申告
・2月決算法人 中間(予定)申告
・9月分社会保険料
・個人住民税 第3期分 納付

お願い
毎年、確定申告をされるお客様には、資料収集袋を同封しております。
お手元の資料を揃えていただき**12月15日(火)まで**に弊社までご郵送願います。

担当: 岡村

◆EXCEL(技) セル移動の Tab と Enter

担当: 岡村

セルに文字列を入力し、「Enter」キーで入力を確定するとカーソルは**すぐ下のセルに移動**するのはご存知ですよね。

でも、住所録のように横に移動してデータを入力する場合は、これでは不便です。横へ移動する場合は「Tab」キーで**右横のセルへ移動**できます。

一つ前のセル(左隣)へ移動する場合は、「Shift」+「Tab」キーで左へ戻ることが出来ます。

1行の入力が終わり、次の行へ移動(改行)する場合は「Enter」キー。

最初に「Tab」キーを押し始めたセルのすぐ下に、セルカーソルは移動します。

<右の図より>

[A7入力]→[Tab]→[B7入力]→[Tab]→[C7入力]→[Tab]→[D7入力]→[Enter]とした場合

一番最初に[Tab]を押下したセル[A7]のすぐ下の行[A8]にセルカーソルが移動

入力時のストレスが少しでも解消できるのではないのでしょうか。

	A	B	C	D
1	「ポイント」		数(年)	勤続年数(月)
2	最後は「ENTER		2	0
3	入力が終わる、次の行に移りたい時は、		4	0
4	「Enter」キーを押します。		18	4
5	稲垣有子	1999年4月1日	4	0
6	徳田昌子	2000年9月15日	2	7
7	加藤恵	1987年11月20日	15	5



◆融資情報

担当: 徳野

融資情報が寄せられましたのでご案内させていただきます。ご興味あれば弊社担当者までご連絡下さい。

●三井住友銀行

- ・電子申告した決算書・申告書のデータを銀行に送信して審査を受けるというもの
- ・銀行メリット①税務署用と銀行用の2つの決算書・申告書が存在するのではないかと疑問を持たずに済む
- ・銀行メリット②データを手入力せずに済む
- ・お客様メリット①紙で決算書・申告書の提出が不要
- ・お客様メリット②金利0.2%優遇

●マル経融資

- ・商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている
→6ヶ月以上継続して受けるというものではないようで、6ヶ月以上前に相談に行ったということでも大丈夫なようです
- ・商工会議所が決算書等の審査をし、推薦をする
- ・商工会議所の会員でなくても可
- ・商工会議所では、熱心に相談に乗ってくれるようです。
- ・商工会議所の推薦を受けて、日本政策金融公庫が融資
- ・上限1500万円・金利固定 1.9%(21年9月現在)



◆スタッフより 秋の奈良散歩

担当: 杉山

先月の5連休の最終日の23日奥さんと久しぶりに奈良に行ってきました。

京都も良いのですが、ここは年中観光客で何処へ行っても人だらけで以前行って昼食も並んで待たないといけないう状況だったのでパスしました。

天候も回復して絶好の秋日和でしたので萩の花が綺麗だと観光マップで紹介されていた市内から少し歩いて行ける**元興寺**というお寺に行きました。

京都と違ってそんなに人が多くなく落ち着いて展示物や萩の花を鑑賞することが出来ました。

近鉄奈良駅に戻る途中で地元の人に紹介された小じんまりした中庭のあるレストランでちょっと贅沢なランチをビールを飲みながら頂きました。

最近はいろんな所へ予定を組んで時間に追われて回るよりこうして予定を組まずゆっくりと散歩するのが恒例になってきました。

これも年齢からくるものなのでしょうか??



◆税務クイズ 初級編

担当: 赤松

- Q1. **奈良時代において、稲で納めた税金は？**
A. 租 B. 庸 C. 調
- Q2. **所得税は何歳から納めなければならない？**
A. 18歳 B. 20歳 C. 年齢に関わりなく
- Q3. **不動産取得時に国に納めるのは？**
A. 固定資産税 B. 登録免許税 C. 不動産取得税



1. **A. 租**
全て奈良時代に課された税で、「庸」は都での毎年10日間の労役、「調」は布や絹、海産物などの諸国の特産物を納めるものです。現金で納めるようになったのは、明治6年からです。

2. **C. 年齢に関わりなく**
所得税とは、1月1日から12月31日までの間に得たすべての収入から、一定の計算方法で算出した額を国へ納める税金のことで、年齢、職業、性別等を問わず、「日本国内で収入のある者なら誰でも納める税金」です。

3. **B. 登録免許税**
固定資産税は、市町村。不動産取得税は、都道府県に納めます。

